

## 発議第1号

おいらせ町の議会議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の制定について

おいらせ町の議会議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成29年6月1日 提出

提出者 おいらせ町議会議員 吉村 敏文

賛成者 おいらせ町議会議員 佐々木 光雄

### 提案理由

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第172条の2の規定に基づき、おいらせ町議会議員及びおいらせ町長の選挙における候補者の政見等を選挙人に周知する選挙公報を発行するため、条例を制定するものである。

おいらせ町の議会議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第172条の2の規定に基づき、町の議会議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関して必要な事項を定めるものとする。

(選挙公報の発行)

第2条 おいらせ町選挙管理委員会(以下「委員会」という。)は、前条の選挙(選挙の一部無効による再選挙を除く。以下同じ。)が行われるときは、当該選挙における候補者(以下「候補者」という。)の氏名、経歴、政見、写真等を掲載した選挙公報を選挙ごとに1回発行するものとする。

(掲載の申請)

第3条 候補者は、選挙公報に氏名、経歴、政見、写真等の掲載を受けようとするときは、その掲載文及び写真を添えて、委員会の指定する期日までに、委員会に文書で申請しなければならない。

2 候補者はその責任を自覚し、前項の規定により提出する掲載文及び写真は、他人若しくは他の政党その他の政治団体の名誉を傷つけ、若しくは善良な風俗を害し、又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくも選挙公報としての品位を損なうものであってはならない。

(選挙公報の発行手続)

第4条 委員会は、前条第1項の規定による申請があったときは、掲載文を原文のまま選挙公報に掲載しなければならない。

2 一の用紙に2人以上の候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載する場合には、その掲載の順序は、委員会がくじで定める。

3 前条第1項の規定による申請をした候補者又はその代理人は、前項のくじに立ち会うことができる。

(選挙公報の配布)

第5条 委員会は、当該選挙に用いるべき選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対して、選挙の期日の前日までに選挙公報を配布するものとする。

2 委員会は、前項の各世帯に選挙公報を配布することが困難であると認められる特別の事情があるときは、選挙公報につき、同項の規定により配布すべき日までに新聞折込みその他これに準ずる方法による配布を行うことによって、同項の規定による配布に代えることができる。この場合においては、委員会は、役場その他適当な場所に選挙公報を備え置く等当該方法による選挙公報の配布を補完する措置を講ずることにより、選挙人が選挙公報を容易に入手することができるよう努めなければならない。

(選挙公報の発行中止)

第6条 法第100条第4項の規定に該当し投票を行うことを必要としなくなったとき、又は天災その他避けることのできない事故その他特別の事情があるときは、選挙公報発行の手続を中止することができる。

(申請の時間)

第7条 この条例又はこの条例に基づき委員会が定める事項について、委員会に対してする申請その他の行為は、午前8時30分から午後5時までの間にしなければならない。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。